

福井市河合地区社会福祉協議会 規約

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は福井市河合地区社会福祉協議会と称する。

第2条 本会の事務所は福井市河合公民館内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は河合地区内の住民がすべて健康で、文化的で、楽しい生活を営むことが出来るように、地区内の住民が相協力して地区全体の福祉を増進し、明るい豊かなまちづくりに貢献することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1、 住民の福祉に関する調査並びに総合計画の樹立
- 2、 住民の福祉の増進を目的とする各種団体の事業の連絡調整及び活動助成
- 3、 福祉活動に対する住民の理解と関心を高め、地区ぐるみの福祉活動の実践
- 4、 その他本会の目的達成に必要な事項

第3章 組織

第5条 本会は河合地区に居住する全住民世帯主を以って組織する。

第6条 本会の事業運営のために委員会又は部会を置くことができる。

第4章 役員

第7条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	2名（内1名は河合地区自治会連合会々長とする）
事務局長	1名
会計	1名
理事	若干名
監事	2名（うち1名は自治会連合会々長が指名する者とする）

第8条 理事は河合自治会連合会々長、民生児童委員及び各種団体の代表者並びに社会福祉関係者を以ってあてる。

会長、副会長、事務局長、会計、監事は総会において選出する

第9条 会長は本会を代表し会務を総括する。

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。

事務局長は会長の命を受け会務を処理する。

監事は会計を監査する。

第10条 役員の任期は1カ年とする。ただし再任は妨げない。

補欠により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

役員は任期満了後であっても、後任者の就任するまでその職務を行う。

第11条 本会に顧問を置くことができる。顧問は理事会において推挙し、会長が委嘱する。

顧問は会長の諮問に応じ、又は会議に出席して意見を述べる事が出来る。

第5章 代議員

第12条 本会に代議員を置く。代議員は地区内各自治会長を以ってあてる。

第13条 代議員の任期は役員に関する規定を適用する。

第6章 会議

第14条 本会の会議は総会及び執行役員会とする。

会議は会長が招集する。

第15条 総会は役員及び代議員をもって構成し、毎年4月に開催する。但し、会長において必要と認めるときは、臨時に開催することが出来る。

執行役員会は会長、副会長、事務局長、会計、民生児童委員である理事及び会長が指名する理事を以って構成し、随時開催する。

第16条 総会においては次の事項を審議する。

規約改正・事業計画・事業報告・予算・決算に関する事項、その他重要事項。

第17条 執行役員会において審議する事項は次のとおりとする。

総会に付議する事項・その他事業執行上必要と認める事項。

第7章 会計

第18条 本会の会計は、自治会協力金、福井市及び福井市社会福祉協議会からの補助金、寄付金、その他の収入を以ってあてる。

第19条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日を以って終わる。

付則

この規約は昭和55年 6月 日より実施する。

この規約は平成18年 6月 1日より実施する。

この規約は平成29年 6月 1日より実施。